

日本航空株式会社(JAL)社員の受入・派遣について

《8月1日辞令交付式》

令和6年 7月30日
京丹後市役所

この度、市では、総務省の地域活性化企業人制度を活用し、日本航空株式会社(JAL)から社員の受入れを行い、京丹後市観光公社へ派遣します。

JALグループ各社のもつノウハウ及びソリューションを活用し、空港を活用した国内外からの誘客の拡大に向け、外国人観光客からも選ばれる「魅力的な体験ができる観光地」づくりに向け、京丹後市、京丹後市観光公社、日本航空株式会社(JAL)との3者で締結した行政実務研修派遣協定書に基づき、JALグループから社員(行政実務研修員)1人を令和6年8月1日付けで受け入れるものです。

＜辞令交付式＞

日 時：令和6年8月1日(月)午前8時45分～55分
場 所：京丹後市役所2階 市長応接室

＜行政実務研修員の概要＞

氏 名：田中 正純(たなか まさずみ) 男性 59歳
所属企業：日本航空株式会社
配 属：商工観光部 観光振興課(役職：参事)
派 遣 先：京丹後市観光公社(勤務日数：週5日勤務)
任用期間：令和6年8月1日～令和7年3月31日

※年度ごとに任用(令和6年8月～令和9年7月まで〔予定〕)

業務内容：1 空港を活用した誘客促進のための次に掲げる業務

- ・市内宿泊施設の国内DP・訪日DPサイト登録等基盤整備
- ・コンテンツ活用及びコンテンツ開発
- ・国内・国外WEBプロモーションの推進
- ・海外旅行会社向けプロモーション及びツアー造成等
- ・機内、マイレージ会員向け等のプロモーション推進

2 観光誘客の促進及び交流人口の拡大
3 おもてなし力の向上等人材育成及び地域活性化対策
4 ふるさと納税、旅先納税等の推進
5 食、歴史文化等の魅力発信、認知度向上等

＜総務省地域活性化企業人制度＞

- ・国から派遣社員の給与等経費について特別交付税措置
- ・上限額 年間560万円/人等

【お問い合わせ先】商工観光部 観光振興課
(Tel.0772-69-0450)